

平成31年 第3回

甲斐市農業委員会議事録

平成31年3月25日

1 日 時 平成 31 年 3 月 25 日 (月) 午後 3 時～

2 場 所 甲斐市役所本館 3 階 大会議室

3 日 程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 5 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の件
報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の件
報告第 7 号 平成 30 年農地賃借料情報の件
議案第 9 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件
議案第 10 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件
議案第 11 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件 (農地中間管理事業)
議案第 12 号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づく承認の件
議案第 13 号 平成 31 年度甲斐市農繁期労働賃金標準額の件

4 欠席委員 13 番 小林 一彦 委員

5 議事録署名委員 10 番 窪田 眞己 委員、11 番 中澤 恒之 委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 小澤 明
農業委員会事務局庶務係 高須 秀樹
農業委員会事務局庶務係 飯室 智
農業委員会事務局庶務係 山本 育美

7 閉 会： 午後 3 時 52 分

【事務局長】	<p>ご参集大変お疲れ様です。あいさつを交わしてははじめさせていただきます。</p> <p>一同ご起立願います。相互に、礼。ご着席ください。</p> <p>それでは、第3回総会を始めさせていただきます。</p> <p>内藤副会長、開会の言葉をお願いします。</p>
【内藤副会長】	<p>(あいさつ)</p> <p>平成31年第3回甲斐市農業委員会を開催します。よろしく願います。</p>
【事務局長】	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、今村会長よりご挨拶をいただきます。今村会長よろしく願います。</p>
【議長（会長）】	<p>(あいさつ)</p> <p>それでは開会したいと思います。本日の出席委員は18名でございます。定足数に達しておりますのでただちに会議を開きます。</p>

<p>(日程第1 議事録署名委員 の指名)</p>	<p>【議長】 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、10番窪田委員と11番中澤委員を指名致します。</p>

<p>(日程第2 会期の決定)</p>	<p>【議長】 日程第2、会期の決定を致します。</p> <p>本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
【議長】	<p>異議がありませんので、本日1日と決定致します。</p>

(日程第3議事)

(報告第5号)

【議長】

それでは次の議事に入ります。

報告第5号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件を上程いたします。

事務局に番号4番、5番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

はじめに差し替えをお願いします。一番最後のページ16ページになりますが、1枚で皆様のお手元にお配りをしました表になっている議案第13号平成31年度甲斐市農繁期労働賃金標準額をいう表がありますが、こちらを16ページとして差し替えをお願いします。

もうひとつ、資料の14ページになりますが、右側に期間が20年とありますが、5年7か月に訂正をお願いします。申し訳ございませんでした。

資料1ページをお願いします。番号4番、5番につきまして、農地法施行令第3条第1項の規定により農地転用届出がありました。甲斐市農業委員会事務専決規程第3条により専決処分をしましたので報告します。

はじめに番号4番、住宅地図の1ページの斜線の部分になります。

島上条字山宮地1244-4、地目田、面積310㎡を、●●番地、●●さんが倉庫及び事務所にするための届出が出されました。こちらは追認案件になります。

続きまして番号5番、住宅地図2ページの斜線部分になります。

●●、地目田、447㎡他2筆合計806㎡を、●●番地、●●さん持分1/2が、駐車場するための届出が出されました。残りの持分1/2は、5条の届出で報告させていただきます。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明が終わりました。

この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、本件の報告を終了致します。

(報告第6号)

【議長】 次の議事に移ります。報告第6号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件を上程致します。

事務局に番号8番、11番、13番～18番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

資料2ページをお願いします。農地法施行令第10条第1項の規定により農地転用届出がありました。

甲斐市農業委員会事務専決規定第3条により専決処分をいたしましたので報告します。

はじめに番号8番、住宅地図3ページの斜線部分になります。

●●番地、地目田、面積535㎡他1筆合計1,354㎡を、●●番地、●●さん他1名が、●●番地、●●さんに所有権移転により、宅地分譲5区画にするための届出が出されました。

続きまして、番号11番、住宅地図4ページの斜線部分になります。

●●番地、地目田、面積264㎡を、●●番地、●●さんが、下へ行きまして、

●●番地、地目田、面積147㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、自己用住宅にするための届出が出されました。

続きまして、番号13番、住宅地図5ページの斜線部分になります。

●●番地、地目田、面積229㎡他6筆合計2,089㎡を、●●番地、●●さんが、下へ行きまして、

●●番地、地目田、165㎡他4筆、次のページへ行きまして、合計1,945㎡を、●●番地、●●さんが、全体で12筆、4,034㎡を●●番地、●●さんに所有権移転により、宅地分譲12区画にするための届出が出されました。

続きまして、番号14番、住宅地図6ページの斜線部分になります。

●●番地、地目畑、165㎡他2筆合計469㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、資材置場にするための届出が出されました。こちらは追認案件になります。

続きまして、番号15番、住宅地図7ページの斜線部分になります。

●●番地、地目畑、面積499㎡を●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、宅地分譲2区画にするための届出が出されました。

続きまして、5ページをお願いします。番号16番、住宅地図は戻っていただきまして2ページの斜線部分になります。

●●番地、地目畑、333㎡他2筆合計806㎡を、先程の議案第5号の4条届出の番号5番に●●さんと持分1/2になりますが、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、駐車場にするための届出が出されました。過去届出をしましたが、受理通知書を紛失したために再度、届出が出されました。

続きまして、番号17番、住宅地図は8ページの斜線部分をお願いします。

●●番地、地目田、面積226㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに使用貸借により、自己用住宅にするための届出が出されました。

続きまして、番号18番、住宅地図は9ページの斜線部分になります。

●●番地、地目畑、面積131㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、駐車場にするための届出が出されました。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましても報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

(報告第7号)

【議長】

次の議案に移ります。報告第7号、平成30年農地賃借料情報の件を上程致します。

事務局に説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

それでは報告第7号、平成30年農地賃借料情報の件を報告させていただきます。

農地法等におきまして、農業委員会は年1回、各種農地等の情報を提供することとなっております。平成30年につきましては、農地法第3

条、利用権の設定によります賃貸借契約につきましては、48件ございました。その中で139筆が賃借料情報の対象となりました。それぞれ最高額、最低額、並びに平均額を出させていただきました。

水稲につきましては、11件、平均額は6,601円、最高額は10,089円、最低額は3,399円です。

普通畑は18件、平均額は12,868円、最高額は20,000円、最低額は4,604円。

樹園地ブドウは、昨年ブドウの利用権設定が大量にありまして32件、平均値は10,000円、最高は15,000円、最低は4,937円。

樹園地の中のその他、モモ、カリン等は、19件、平均値は5,381円、最高値は6,985円、最低値は1,402円であります。

なお、単年だけの情報ですと、大きな数字がでると高低差が激しくなるので、過去5年間の平均を参考に提示をさせていただいております。それが下段になります。

水稲は147件、平均が9,258円、最高が17,401円、最低が3,364円。

普通畑で、78件、平均が8,976円、最高が15,000円、平成30年が特異値です。最低が3,994円。平成30年は水稲が安く、畑が高くなっています。

樹園地でモモは12件、平均は12,996円、最高は15,000円、最低は6,985円。

樹園地のブドウは55件、平均は11,938円、最高は20,296円、最低は4,937円。

樹園地、その他46件、平均は7,833円、最高は10,000円、最低は4,596円でございます。

これにつきましては、今後インターネットのホームページ等で公表していきたいと考えております。

以上でございます。

【議長】

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましても報告事項であります。質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

(議案第9号)

【議長】 次の議案に移ります。議案第9号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号10番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

資料7ページをお願いします。番号10番、住宅地図10ページの斜線の部分になります。

●●番地、地目畑、面積281㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、自己用住宅を建てるための許可申請が出ています。

申請地は市街化調整区域内で、住宅が連たんする区域で、集落接続があり、第3種農地と判断することができます。一般基準については、申請書に添付された事業計画書、開発行為許可申請書の写し、資金証明書、隣接耕作者の同意書などから問題はないと考えられます。

補足説明です。先月も隣接の土地が申請が出されましたが、追認案件で、昭和60年に仮登記者が宅地にするために造成し、手続きをせずそのままになっており、経過理由書の添付もあります。仮登記は平成29年に解除になっております。譲受人は個人住宅1棟の計画で、建築面積57.59㎡、給水は北西側の上水道本管に接続、排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ排水予定です。

写真は北西側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】 事務局の説明が終わりました。次に現地調査の報告につきまして、9番齋藤委員にお願い致します。

【齋藤委員】 はい、9番齋藤です。

3月18日に現地調査をしました。先月現地調査をした入口になりますが、問題はないと思います。

【議長】 次に坂本推進委員に意見を求めます。

【坂本推進委員】 はい、推進委員の坂本です。

齋藤委員さんの報告のとおり問題はないと思います。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようです。番号 10 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

(議案第 10 号)

【議長】 それでは、次の議案に移ります。

議案第 10 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件を上程致します。事務局に利用権設定の番号 13 番～26 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

資料 8 ページをお願いします。番号 13 番、住宅地図 11 ページと 12 ページになります。●●につきましては 11 ページ、●●につきましては 12 ページです。

●●番地、地目田、922 m²他 1 筆合計 1,530 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに畑を 3 年間、新規に貸し付ける計画が出されました。小作料は 10a あたり 9,803 円で野菜の作付けを予定しています。所有している農機具は、軽トラック、動力噴霧器、管理機、乗用モア、各 1 台です。

続きまして、番号 14 番、住宅地図 13 ページになります。

●●番地、地目畑、面積 1,587 m²他 1 筆合計 1,618 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに畑を 5 年間、新規に貸し付ける計画が出されました。小作料は 10a あたり 8,034 円で野菜の作付けを予定しています。所有している農機具は、トラクター 1 台です。

続きまして、番号 15 番、住宅地図 14 ページになります。

●●番地、地目畑、面積 4,113 m²他 2 筆合計 6,089 m²を、●●番地、●●さん相続人代表●●さんが 10a あたり 12,001 円で、

次のページ 9 ページへ行きまして、番号 16 番、●●番地、地目畑、面積 790 m²を、●●番地、●●さんが 10a あたり 12,000 円です。こちらは合意解約の上、新たに利用権が設定されました。

下へ行きまして、番号 17 番、●●番地、地目畑、面積 1,132 m²を、●●番地、●●さんが、10a 当たり 11,484 円で、

下へ行きますして、番号 18 番、●●番地、地目畑、面積 1,166 m²を、●●番地、●●さんが 10a 当たり 14,493 円で、

次のページ 10 ページへ行きますして、番号 19 番、●●、地目畑、面積 968 m²を、●●番地、●●さんが、10a あたり 13,429 円で、

下へ行きますして、番号 20 番、●●番地、地目畑、面積 387 m²を、●●番地、●●さんが、10a あたり 12,015 円で、合意解約の上、利用権設定されました。

全体 8 筆 10,532 m²を、●●番地、●●さんに畑を 9 年 10 か月間、新規に貸し付ける計画が出されました。

ブドウの作付けを予定しており、所有している農機具は、軽トラック 3 台、SS2 台、草刈りモア 2 台、刈払機 5 台、トラクター 1 台です。

続きますして、番号 21 番、住宅地図 15 ページの左の斜線部分になります。

●●番地、地目田、面積 446 m²を、●●番地、●●さんが、

次のページへ行きますして、番号 22 番、住宅地図 15 ページの中と 16 ページ右の斜線部分になります。

●●番地、地目田、面積 1,061 m²他 3 筆合計 3,650 m²を、●●番地、●●さんが、

下へ行きますして、番号 23 番、住宅地図 15 ページの右の斜線部分になります。●●番地、地目田、面積 309 m²他 3 筆合計 1,642 m²を●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに田及び畑を 5 年間、引き続き貸し付ける計画が出されました。

小作料は無償で水稲及び野菜の作付けを予定しています。所有している農機具は、トラクター、田植機、稲刈機各 1 台です。

続きますして、12 ページをお願いします。番号 24 番、住宅地図 16 ページの左の斜線部分になります。

●●番地、地目田、面積 325 m²他 3 筆合計 1,812 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに田を 2 年間、引き続きに貸し付ける計画が出されました。

小作料は無償でヤハタイモ及び野菜等の作付けを予定しています。所有している農機具は、トラクター、管理機、動噴、刈払機各 1 台です。

続きますして、番号 25 番、住宅地図 17 ページの斜線部分になります。

●●番地、地目畑、面積 598 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに畑を 3 年間、引き続き貸し付ける計画が出されました。

小作料は無償で、野菜の作付けを予定しています。所有している農機具は、管理機 2 台です。

続きますして、13 ページをお願いします。番号 26 番、住宅地図 18 ページ

ジの斜線部分になります。

●●番地、地目畑、面積 403 m²他 1 筆合計 833 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに畑を 5 年間、新規に貸し付ける計画が出されました。

小作料は 10a あたり 9,000 円で野菜の作付けを予定しています。所有している農機具は、耕運機 1 台です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件につきましては、利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、番号 13 番～26 番を承認することに決定致します。

(議案第 11 号)

【議長】

続いて次の議案に移ります。議案第 11 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件、農地中間管理事業によるものを上程致します。事務局に利用権設定の番号 2 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料 14 ページをお願いします。番号 2 番、先程申しましたが、資料左側にあります期間ですが、5 年 7 か月に訂正をお願いします。住宅地図 19 ページの斜線部分になります。

●●番地、地目田、面積 550 m²他 3 筆合計 1,153 m²を、●●番地、●●さんが、公益財団法人山梨県農業振興公社に田及び畑を 5 年 7 か月間、新規に貸し付ける計画が出されました。

公社の配分予定者は、●●番地、●●さんで、小作料は 10a 当たり 3 万円で、ブドウの作付けを予定しています。●●さんが所有している農機具は乗用モア、SS、トラクター、軽トラック各 1 台です。

公社と公社配分予定者は農地利用配分計画に基づきまして、平成 31 年 5 月 1 日から 5 年 7 か月年間、貸し付ける計画となっています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件につきましては、利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がありますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、番号 2 番を承認することに決定致します。

(議案第 12 号)

【議長】

続いて次の議案に移ります。議案第 12 号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づく承認の件を上程致します。事務局に本案の番号 1 番～4 番の説明を求めます。

【事務局】

資料 15 ページをお願いします。番号 1 番、住宅地図 20 ページ左の斜線部分になります。

●●番地、地目田、面積 367 m²他 1 筆合計 1,547 m²、農地所有者は●●番地、●●さん、

下へ行きますと、番号 2 番、住宅地図 20 ページ右の斜線部分になります。●●番地、地目田、面積 734 m²、所有者は●●番地、●●さんが、

下へ行きますと、番号 3 番、住宅地図 21 ページの斜線部分になります。●●番地、地目田、面積 918 m²他 1 筆合計 1,217 m²、所有者は、●●番地、●●さんが、

下へ行きますと、番号 4 番、住宅地図 22 ページの斜線部分になります。●●番地、地目田、面積 2,984 m²、所有者は●●番地、●●さん、実施主体は甲府市下飯田 3 丁目 5-12、山梨みらい農業協同組合さんになります。

特定農地貸付けにかかる承認申請で、中巨摩東部農業協同組合の竜王ミニ農園を、合併によりまして山梨みらい農業協同組合が継承するための承認申請です。1～3 番が 1 区画、36 m²、賃貸料が 4,200 円、4 番が 50 m²、賃貸料が 3,500 円、合計で 126 区画になります。こちらは特定農地貸付に関する農地法などの特例に関する法律により、地方公共団体・農協・農地中間管理機構により開設している市民農園でございます。

以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

何か質問はございませんか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、本案件を承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を承認することに決定致します。

【内藤委員】 議長、12番の内藤です。

5号～12号までは農地関係ですが、ちょっと質問方々、皆さんも参考になればと思い質問します。

実は都市計画法の方で、用途地域で今のところ12区域ありますが、昨年の4月に用途地域の中に田園住宅地域が新設されまして、今回の新設された背景に、農業の利便性の増進を図り、これと調和した低層住宅を云々ということによって良好な環境を保護する地域が新設されたということ、住宅と農地が混在して、両者が調和して良好なあるべき市街地像を云々というのが目的で新設されたそうなのですが、何を言いたいのかというと、実は私の田畑は全部市街化区域内で、他の委員さん、推進委員さんも市街化区域の中を持っている方がいると思いますが、市街化区域で消毒や農機具の大きな音がして、苦情があるのですが、市街化区域なのでしょうがないという、泣き寝入りではないですが、住んでいる方が言うのを多々耳にしていますが、農業の利便性を図りながらというのが一番先に出ていまして、これと調和して低層住宅が建てられるということで新設されたのですが、この辺のことがどうなのか、実際に都市計画の中で、甲斐市ではこのような地区があるのかどうか、分かる範囲で結構ですので教えていただきたいと思います。

【事務局】 はい、議長。

都市計画の方になりますが、内藤副会長がおっしゃったように昨年の4月に新たに田園住居地域ができました。これは何かと言いますと、第1種低層住宅専用地域、住宅以外は建てられない、小さな店舗も建てられない所で、田畑が混在するような市街化区域の中で、農業と調和した良好な住環境が形成されている地域を指定すれば、農業用倉庫等、面積要件はありますが、小規模であれば、住宅地の中でも建てることができる地域になります。これはあらためて指定しなければなりません。現在

のところ聞きましたが、甲斐市内では指定している地域はありません。来年度につきましても、予定はないということです。新しくできた区域ということで、他市町村も検討しているところです。市街化区域の中で、多少なりとも田畑が広がる第1種低層専用住宅の中で田園居住地域をあらためて指定をすれば、農業用倉庫等を建てることできるという内容です。

【議長】 よろしいでしょうか。

【内藤委員】 ありがとうございます。だいたいわかりました。

そのような所に農業用倉庫を作れば、消毒したり、大きな音がするようなものであっても、農業と住宅が混在する中で、私も畑のそばでは謝りに行ったり、米を持っていったり、果物を持っていったりしていますが、このようなものができれば、農業も大切ですが、市街化区域ですからであれば住宅も仕方ないと思うので、係長から回答を頂きまして、参考になりました。ありがとうございました。

【議長】 はい、ご意見を頂きました。

(議案第13号)

【議長】 次の議案に移ります。

議案第13号、平成31年度甲斐市農繁期労働賃金標準額の件を上程致します。事務局に説明を求めます。

【事務局】 はい、はじめに資料の確認をお願いします。冒頭に説明がありましたとおり、印刷してあります16ページと本日机の上に置いてあります1枚の資料の差し替えをお願いしたいと思います。また併せて平成31年度甲斐市農繁期労働賃金検討資料という3枚の綴りになっているもの、前2枚が小さくて、後ろにA3の用紙がついているものと併せてご覧頂きたいと思います。

こちらは、これから農繁期を迎えるにあたり、農作業をお願いした時の賃金標準額を、市農業委員会として毎年この時期に取り決めて公表しているものです。昨年と1か所を除き変更はありません。

別紙『平成31年度甲斐市農繁期労働賃金検討資料』をご覧ください。先月2月と本日の運営委員会で検討した参考資料となりますが、普通労働賃金や最低賃金日額、社会情勢等に大きな変化がないことや、近隣市町村でも大きな見直しを行う見込みがないとの状況ですので、基本的に

昨年と同額になっています。3枚目A3の大きな用紙になりますが、一番左側が昨年の甲斐市の賃金一覧です。上から2つ目の項目『耕うん、代掻き』10,000円と昨年は設定していましたが、本年度はこちらを削除しました。

こちらを運営委員会で検討したのですが、一般耕うんが9,000円、また代掻きが9,000円とそれぞれ9,000円で、耕うん、代掻きと2回作業をするのに入るのに10,000円では整合性が取れないのではないかと本日の運営委員会で検討させていただいたことから、本日後から配りました議案第13号の標準額を本日、提案させていただくこととなりました。

なお、下の備考欄になりますが、最後の項目に、「農作業料金は、当人同士が協議のうえ、納得した料金で設定してください」と表示をさせていただき、この表はあくまで標準額であり、最終的には相対で決めていただくこととなります。

農業者の皆様へは、広報5月号とホームページにて周知させていただく予定です。

こちらの件につきましては、以上になります。

【議長】

説明が終わりました。

今ありましたように運営委員会で検討致しまして、A3版の表にある耕うん・代掻きが分かりにくいので、一般耕うんと代掻きに整理をし、耕うん・代掻きの欄を削除しました。

質問を受けたいと思います。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、農繁期労働賃金の件については本案件のとおり決定致します。

以上で本日の審議はすべて終了致しました。

小宮山副会長から閉会のことばをお願い致します。

【小宮山副会長】

(あいさつ)

これをもちまして、第3回の総会を終了致します。

午後3時52分 閉会

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 31 年 4 月 19 日